

サウナ設備及び感震ブレーカーに関する 栃木市火災予防条例等の一部改正について (令和8年3月31日から施行)

近年のサウナブームを背景に、屋外のテント等に設置される簡易サウナ設備の普及を踏まえ、同設備の位置、構造及び管理に関する基準等が定められました。

また、住宅における火災予防の推進として、地震による電気火災対策のため、避難等に資する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーが加えられました。

なお、全国的に同様の改正が行われる予定です。

改正の概要

- (1) 簡易サウナ設備に係る規定を加えること。(第7条の2関係)
- (2) サウナ設備に係る規定の整理を行うこと。(第7条の3関係)
- (3) 避難等に資する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーを加えること。(第29条の7関係)
- (4) 設置の届出を要する火を使用する設備等に簡易サウナ設備を加え、字句の整理を行うこと。(第44条関係 ※届出の際には、様式を確認してください。)